

Information — 会員サービスのご案内 —

「もしも…」の時に備えた2つの安心保証

◎ 光輪閣メモリアルクラブ

入会金1万円だけで生涯会員に
年会費・月掛金は一切不要

入会金として1万円お支払い頂くだけで
葬送関連の料金割引をはじめとする各種サービスをご利用頂けます。

〈特典内容〉

- ① 光輪閣式場使用料割引 (当社規定料金の50%割引)^{※1}
- ② 基本葬儀料金の10%割引^{※2}
- ③ お供物 (生花等) の5%割引^{※3}
- ④ 光輪閣各種法要利用料割引サービス^{※4}
- ⑤ お仏壇・仏具の会員価格でのご提供サービス^{※5}

※1 光輪閣式場使用料55,000円 (内浜別館は33,000円) の50%割引

※2 弊社規定の基本葬儀料金が割引対象になります。

基本葬儀料金に関する詳細は弊社ホームページをご覧ください。

→<http://www.kourinkaku.com>

※3 入会申込書に記載のある会員様からのお供物 (生花・箒盛等) が対象になります。

※4 弊社会館「光輪閣」を法要等 (四十九日法要や回忌法要・各種霊祭など) でご利用の際の「法要セット」料金が通常¥44,000のところ、¥33,000にてご利用頂けます。

※5 弊社取扱いのお仏壇・仏具の割引特典です。(品目・割引率は弊社規定による)

※6 他の指定割引等との併用はできません。

※7 ご入会后、会員カードを発行いたします。サービス利用時にご提示ください。



ホームページQRコード

◎ テラダメモリアルサービス

月々の積立制度です

既定のコースの中からご希望のコース (支払額) を毎月
お積立て (100回) 頂き、「もしも」のときにご利用頂けるサービスです。

※ 制度の詳細は別紙のTMS約款をご覧ください。弊社スタッフにお尋ねください。



葬送儀礼会館

光輪閣

お問合せは…

株式会社 寺田商店
TEL089-952-0220

光輪閣メモリアルクラブ規約

令和4年2月1日より施行

第1条 目的

「メモリアルクラブ」(以下この会といいます)は、会員とその家族の葬祭の施行、及びそれに付帯する業務の施行に関して、豊富な経験と実績、そして地域の皆様に密着した安心と有利な取り扱いが受けられるよう便宜をはからうほか、葬祭全般についての各種相談にお応えするとともに、会員の豊かな生活設計の一助とすることを目的とします。

第2条 名称

この会の名称は、メモリアルクラブとします。

第3条 事務局

この会の事務局は、下記の場所に置きます。

- ①所在地／愛媛県松山市内浜町19番27号
- ②連絡先／株式会社 寺田商店

第4条 運営

この会は、次の機関及び役職員により運営されます。

- ①代表／株式会社寺田商店の代表役員を会長とし、この会を代表します。
- ②事務局／事務局員は会長が任命し、この会の運営に当たります。

第5条 特典

会員及び入会申込書に記載のある会員と同居の親族全員が、つぎの特典を利用することができます。

- ①葬儀式/株式会社寺田商店で、会員特別料金(基本葬儀料金総額表示の10%割引)の特典を受けることができます。
- ②お供え物/株式会社寺田商店で、会員特別割引(5%割引料金)の特典を受けることができます。
- ③通夜・葬儀における光輪閣式場使用料割引特典
通夜・葬儀において光輪閣を利用する際、規定の使用料の50%の割引特典を受けることができます。
- ④法要における光輪閣法要利用料割引特典
各種法要・霊祭を行うにあたり、光輪閣を利用する際の割引特典を受けることができます。
- ⑤仏壇・仏具の割引特典
会員が株式会社寺田商店にて仏壇・仏具を購入する際、一般価格より格安な会員特別価格で仏壇・仏具等の購入ができる特典を受けることができます。

第6条 入会

この会への入会は、この規約をご確認の上、届出書に必要事項を記入し、入会金を添えてお申込みください。

入会金 10,000円 (税込)

入会後は、会費等は不要です。

第7条 会員証

- ①入会手続き完了後に対しては、1名につき1枚の会員証を発行します。なお、会員証の所有権はこの会に属します。
- ②会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証の使用・保管するものとします。
- ③会員証は、原則として会員に限り使用でき、他人に貸与、譲渡等できません。
- ④会員証の有効期限は、会員が退会するまでとします。但し、会員の権利は名義人死亡により消滅します。

⑤会員証は原則として再発行しません。但し、紛失、盗難、滅失等でこの会が認めた場合に限り、再発行するものとします。
この場合には、**会員証再発行にかかる実費を申し受けることとします。**

第8条 加入の通知

会員の加入通知は、会員証の発行をもって通知とします。

第9条 届出の変更

会員が届け出た住所・氏名等に変更があった場合には、その旨を速やかに、この会に通知しなければなりません。

第10条 退会

会員はいつでも会員証をこの会に返却し、退会することができます。但し、この場合、入会金はお返しいたしません。

第11条 クーリングオフ

この会への入会申込は、申込日からその日を含め8日を経過するまでは、申込みを撤回することができます。申し込みの撤回は必ず書面により前記の期間内(郵送の場合は10日以内の消印有効)に申込を撤回する旨の意志を明記し、申込人の住所、氏名を署名・捺印(申込書と同一印)の上、この会宛に通知するものとします。

第12条 本規約の改定等

株式会社寺田商店は、本規約を任意にいつでも改定することができるものとし、本規約に追加の規定、条件等を定めることができます。
またその場合、当社はその影響およびサービスの運営状況などに照らし、適切な時期および適切な方法(ウェブサイト等での告知)により、会員に情報提供を行うものとします。

第13条 その他

この規約に定めない事項または変更は、公序良俗に従い、善意をもって対処することとします。

付則 令和4年2月1日より施行します。